

平成28年度 事業計画

基本方針

社会福祉法人制度改革に向けた議論が活発な中で、地域公益活動や運営の透明性の確保、ガバナンスの強化に社会福祉法人自らが積極的に取り組むと共に、社会福祉の重要な担い手としての役割や活動への理解を広めていくことが、大きな課題となっています。

また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の義務が規定されます。

川崎市では本年度より、地域包括ケアシステムの推進を目的とした「地域みまもり支援センター」を各区役所に設置し、各区の実情を踏まえた企画・調整や、保健・医療・福祉分野における個別支援の強化や地域力の向上に向けた取り組みを始めます。こうした地域包括ケアシステム推進への取り組みは、行政が主体となって実施するばかりではなく、地域の様々な組織との緊密な連携や協働が重要であり、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的存在として役割が期待されています。

本会では、今日の多様化する生活課題・福祉課題に対して、その解決に向けた個別の支援とともに、支援する人材の発掘・養成、小地域福祉活動の開発・充実強化に向けて区社会福祉協議会と協働して取り組んでいきます。また、社会福祉法人の地域公益活動については、法人経営者部会を中心とした検討プロジェクトの報告に基づき、地域の中で制度の狭間・谷間にある方を法人や施設、社協とのネットワークによって支えることを目指し、社会福祉法人の協働事業に取り組みます。

さらに、本会の第3期地域福祉活動推進計画は、昨年改訂し、新たに「地域福祉の中心的推進役としての使命に基づく具体的な仕組みづくり」を方針として掲げ、検討を進めています。この方針のもと、川崎市の地域福祉施策と本会事業が効果的に連携し、行政、地域住民、様々な関係機関・団体と協働しながら、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を図るため、平成30年度からの第4期計画に向けては、川崎市の地域福祉計画と本会の地域福祉活動推進計画の連携した策定を目指し検討します。

本年度は、つぎの4項目を重点事業とし、それぞれの事業を着実に遂行してまいります。

1 川崎市社会福祉協議会第3期地域福祉活動推進計画「川崎市住民福祉協働プラン」の推進と川崎市地域福祉計画との連携強化

川崎市では「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、川崎市地域福祉計画を含む関連計画の計画期間のサイクルを、平成30年度から合わせて展開するロードマップを作成しました。

本会の地域福祉活動推進計画は、第3期計画を推進すると共に、計画期間を1年

延長し、平成30年度からの川崎市地域福祉計画との連携に向けた検討と協議を行います。

2 地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み及び社会福祉法人地域公益活動の推進

地域包括ケアシステム構築に向けて取り組みを行う各区役所と各区・地区社会福祉協議会との協働を支援します。また、昨年、法人経営者部会を中心としたプロジェクトで検討を重ねた社会福祉法人の地域公益活動としての「地域生活支援 SOS かわさき事業」の実施に向けて、事業を構築して取り組みます。

3 運営基盤の強化

委託事業、補助事業、自主事業など事業全体の検証、職員配置及び事務局体制、並びに事業費、人件費等の財源の分析を行い運営基盤の強化に向けた検討を行います。また、職員の人材育成のための研修体系のあり方について検討します。

4 災害に関する取り組み

これまでに作成した災害発生時の「職員行動マニュアル」「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」「事業継続計画」に沿った訓練及び定期的な検証を実施します。また、平成27年度に作成した「災害発生時 地域生活支援ガイドライン」に基づく関係団体との協働体制、組織的な取り組みの検討を行います。

災害発生時には、川崎市との協定に基づく帰宅困難者一時滞在施設（総合福祉センター）として、帰宅困難者を受け入れます。

事業計画の内容

1 法人運営事業

理事会を中心とした円滑な法人運営を図るとともに、事務事業の効率的な運営に努めます。

- (1) 三役会、理事会、評議員会の開催
- (2) 監事会の開催
- (3) 会員の増強
- (4) 苦情解決の実施と推進
- (5) 財政基盤の強化

2 調査・研究事業

地域包括ケアシステムや地域福祉の推進に対する取り組みについて調査・研究します。

- (1) 川崎市社会福祉協議会第3期地域福祉活動推進計画「川崎市住民福祉協働プラン」の推進
- (2) 住民の活動を中核とした地域支援のあり方と制度の狭間・谷間にある今日的な生活課題の解決に向けた取り組みについての研究・検討

3 職員研修事業

職員研修は、階層別、課題別、業務別の研修を実施するほか、外部研修への参加を促進し、福祉の専門職としての資質の向上をめざします。

4 啓発、広報及び情報提供事業

ホームページや広報紙、社会福祉大会等様々な機会を通して、市民への福祉の啓発・広報、情報提供に努めます。また、平成28年4月に施行される障害者差別解消法についての普及啓発を行います。【新規】

- (1) 第54回川崎市社会福祉大会の開催
- (2) 広報紙「川崎の社会福祉」の発行（年4回）
- (3) ホームページの運用と管理
- (4) 社会福祉啓発普及事業の実施
- (5) 地域福祉活動に関する情報の収集・管理・配信
- (6) 社会福祉関係視聴覚器材の整備と活用
- (7) 社会福祉専門図書及び資料の整備・貸出システムの運用

5 区社協との協働・連携及び支援

各区社協で取り組む「地域福祉活動計画」に沿って、必要に応じ協力や連携、情報提供を行い、市内の地域福祉活動推進の調整を行います。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、区・地区社協の取り組みを推進・支援します。

- (1) 区社協事業への協力・連携
- (2) 区社協会長会議の開催（地域部会事業）
- (3) 区社協役員等の研修会の開催（地域部会事業）
- (4) 区社協事務局長及び課長、担当者会議の開催
- (5) 「職員が実践する個別支援と地域支援に関する指針」の推進【新規】

6 団体等助成事業

福祉関係団体で実施する事業が効果的に展開できるよう必要な助成を行います。

- (1) 社会を明るくする運動への協力
- (2) 民間老人いこいの家運営費助成事業
- (3) 地域子育て支援事業の推進
- (4) 民間社会福祉施設従事者福利厚生費助成事業

- (5) ふれあい活動支援事業の推進
- (6) 交通遺児給付金の交付
- (7) 法定外緊急援護事業資金の交付（生活困窮者緊急援護資金）
- (8) 福祉基金による団体等助成
- (9) 障害者団体等への活動助成

7 部会・委員会事業

本会の7部会及び委員会の課題に沿った事業を進めるとともに、地域の福祉課題・生活課題等の共有や会員間の協働関係の構築を進め部会事業の充実を図るため、部会連絡会を開催します。

- (1) 地域部会、法人経営者部会、施設部会（保育協議会、老人福祉施設協議会、障害者福祉施設協議会、児童・母子福祉施設協議会）、民生委員児童委員部会、保護司部会、障害者団体部会、ボランティア団体部会の開催、交流事業及び研修事業等の実施
- (2) 7部会の部会長及び副部会長による部会連絡会の開催
- (3) 「地域生活支援 SOS かわさき事業」の事業構築及び実施【新規】
- (4) 各種委員会、種別会員会議の開催
- (5) 全国、関東ブロック、県、指定都市で開催される関係会議への参加、協力

8 民生委員児童委員活動並びに川崎市民生委員児童委員協議会との連携協働

民生委員児童委員が、地域の福祉課題に対応した活動を行えるよう、有効な研修を実施します。

- (1) 民生委員児童委員活動推進のための研修事業の実施（民生委員児童委員部会事業）
- (2) 川崎市民生委員児童委員協議会との協働及び助成事業の実施

9 福祉基金運営事業

福祉基金の広報を行い、基金の増強に努めます。また、福祉基金の運営については、運営委員会を開催し協議します。

10 資金貸付事業

社会福祉法人の施設の新設、改修、運営費等で貸し付けた資金の償還業務を行います。

- (1) 社会福祉事業振興資金の償還業務（資金貸付は平成27年度で終了）
- (2) 福祉施設整備資金の償還業務

11 社会福祉法人経営改善支援事業

社会福祉法人のセーフティネット事業の一つとして、次の3事業に取り組みます。また、電話・FAX・メールによる相談を引き続き実施します。さらに、メール又はFAXによる「社会福祉法人経営改善支援事業通信」を定期的に発行し、法人経営・施設運営に関する情報提供を行います。

- (1) 経営改善相談の実施
- (2) 経営健全化計画の作成支援
- (3) 社会福祉施設運営費の融資

12 共同募金運動の推進

共同募金会が実施する共同募金運動（年末たすけあい運動含む）に協力します。

13 指定管理事業

指定管理事業として本会が運営する「川崎市総合福祉センター」「川崎市高齢社会福祉総合センター」の適正な管理運営に努めます。

(1) 川崎市総合福祉センター

川崎市総合福祉センターの事業の一つである地域福祉情報バンク事業については、総合相談支援システムの運用及び情報提供・収集システムの充実とともに、迅速な情報提供を目的に公式Facebookを開設し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を行います。

- ① 地域福祉情報バンク事業の実施に伴う、総合相談窓口（ふくし相談・専門相談）と地域福祉情報のデータベースの充実、公式Facebookの開設【新規】を含めた情報提供事業の実施。社会福祉専門図書及び資料の整備・貸出システムの運用
- ② 社会福祉関係従事者及び地域福祉活動に取り組む市民・ボランティア等を対象にした研修事業の実施
- ③ 施設・設備の利用提供事業の実施

(2) 川崎市高齢社会福祉総合センター

介護職員初任者研修に加え、実務者研修を行うほか、介護従事者の資質向上やキャリアパスを目的とした講座を実施します。また、研修のテーマ設定や市民向け講座の実施にあたっては、施設や事業所、関係機関、区社協等現場のニーズに即して企画します。

<人材養成研修事業・人材開発研修センター事業>

- ① 介護職員実務者研修の実施（全社協中央福祉学院との共催）【新規】
- ② 介護職員初任者研修の実施
- ③ 福祉職員向け現任研修の実施
- ④ 介護福祉士資格取得準備講座の実施

- ⑤ 認知症介護に関する研修の実施（基礎研修・実践者研修・リーダー研修）
 - ⑥ 重度訪問介護従業者養成研修の実施
 - ⑦ 介護支援専門員専門・更新研修等の実施
 - ⑧ 相談支援従事者に関する研修の実施（初任者研修、実務研修、現任研修）
 - ⑨ 地域包括支援センター職員向け講座（新任職員研修、地域ケア推進指導者養成研修、その他職員向け研修）
 - ⑩ その他指定管理事業の中で必要な研修の実施
- <介護普及啓発事業・保健研究センター事業>
- ① 福祉情報ミニ講座の実施
 - ② 介護講座の実施
 - ③ 認知症講座の実施
 - ④ 地域講座の実施
 - ⑤ 介護いきいきフェアの実施
 - ⑥ 福祉用具の展示及び研修の実施
 - ⑦ 福祉関連図書・DVD・福祉啓発教材・視聴覚機材貸出事業の実施

14 受託事業

川崎市又は神奈川県社協からの委託事業である次の各事業について、適正な事業運営に努めます。

- (1) 福祉パルの管理運営
- (2) 福祉人材バンク事業

深刻な福祉人材不足に対応するため、川崎市より福祉の仕事の無料職業紹介事業や保育士等確保を目的とした福祉人材確保事業を受託し、就労促進の研修会や就職相談会等を開催するなど、人材確保対策に取り組みます。また、引き続き川崎市や本会人材開発研修センターと連携し、より充実した事業を実施します。

臨床心理士による福祉事業従事者向け相談窓口「こころの健康相談室『ふぉーえむ』」を月3回開所します。

- ① 福祉の仕事の相談と求人票の閲覧、紹介
- ② 新卒の学生及び随時採用を対象とした就職相談会、福祉と保育のお仕事セミナーの開催
- ③ 福祉人材確保のための研修会の開催
- ④ 介護職に係る就労支援事業の実施
- ⑤ 関係機関及び福祉関係の学校等との連携
- ⑥ 福祉職の定着を図るための従事者向け相談窓口「こころの健康相談室『ふぉーえむ』」の開所及びメンタルヘルス研修の開催、保育に係る職員の学習会の開催

- (3) 生活福祉資金貸付事業に関する広報・連絡調整

(4) 福祉サービス利用事業

- ① 要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の実施及び総合的管理運営
- ② ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業の総合的管理運営
- ③ 生活支援型食事サービス事業の総合的管理運営
- ④ 緊急通報システム設置運営事業の総合的管理運営
- ⑤ 高齢者外出支援サービス事業の総合的管理運営
- ⑥ ふれあいデイセンター事業の調整及び情報提供の実施
- ⑦ 重度障害者訪問看護サービス等支援事業の総合的管理運営

(5) 地域包括支援センター事業の実施（大師中央・溝口・登戸）

本会が受託運営する地域包括支援センターでは、自助・互助・共助・公助に基づいた地域づくりについて、地域住民や自治組織・資源等、社会福祉協議会のもつ様々なネットワークを基盤とした取り組み（地域包括ケア連絡会議など）を行い、高齢者の地域でのサポートネットワークづくりを推進します。

- ① 総合相談・支援事業
- ② 権利擁護事業
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ④ 介護予防ケアマネジメント事業
- ⑤ 川崎市高齢者福祉サービスの利用調整

15 ボランティア活動振興センター事業

多様化するボランティアニーズに対応するため、区社協をはじめとする市内ボランティア活動推進機関と連携し、市民に向けたボランティア活動への参加促進と福祉・ボランティア情報の収集・発信を行います。さらに、ボランティアコーディネーターの研修体系を強化し、様々な対応事例の研究や情報の共有により、市・区社協におけるボランティアコーディネート機能の向上を図ります。

また、地域福祉情報バンク事業においては、「一人ひとりの市民の豊かな生活のために活用される情報提供」と「自立的に自らの健康や生活を維持向上することができる相談支援」を目指し、各事業の充実に取り組みます。

(1) 組織運営の充実・強化

- ① 運営委員会の開催
- ② 市・区社協ボランティアセンター運営委員研修（懇談会）の開催

(2) 相談・情報提供事業及び調査・研究

- ① 総合相談（ふくし相談・専門相談）の実施
- ② 総合相談支援システムの円滑な運用
- ③ ボランティア相談の実施

- ④ ボランティアグループ等の活動の把握及び地域福祉情報データベース（かわさき福祉情報サイトふくみみ）の充実、情報提供事業の実施
- (3) 広報・啓発
 - ① ウェブサイト並びに紙媒体等におけるボランティア関連情報の発行
 - ② 福祉関連図書・DVD・福祉啓発教材の貸出
 - ③ ボランティア交流室の貸室
 - ④ 市域の専門的ボランティア交流を目的とした「かわさきボランティアタウンフェスタ2016」（ボランティア団体部会事業）の開催
- (4) ボランティア育成支援
 - ① ボランティアコーディネーター養成研修（基礎編・応用編）の開催【**拡充**】
 - ② ボランティア活動パワーアップセミナーの開催
 - ③ 区社協並びにNPO等が実施する移送サービス事業への研修実施等の支援
- (5) 福祉教育の推進
 - ① 福祉教育推進会議の開催
 - ② 福祉教育ハンドブックの作成・更新
 - ③ 福祉教育モデルプログラムの開発
 - ④ 福祉教育研修の開催（市内小学校・中学校福祉教育担当教諭向け）
 - ⑤ 夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習「チャレボラ2016」の開催
 - ⑥ 川崎市学童・生徒ボランティア活動普及事業の実施
- (6) 高齢者ふれあい活動支援事業の実施
 - ① 会食・配食・ミニデイ実施団体への助成
 - ② 実施団体交流会の開催
 - ③ 担当者会議の開催
- (7) 市・区社協ボランティア担当者会議及び研修の開催
- (8) 災害ボランティア関連
 - ① 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づく訓練等の実施協力
 - ② 地域における防災・減災の取り組みを行う災害ボランティアの育成【**新規**】
 - ③ 関係団体等とのネットワークの構築、関連会議・研修等への参加【**拡充**】
- (9) 市内ボランティア活動推進機関との連絡調整及びネットワークの推進
- (10) 企業・関係団体における助成金情報の提供・支援

16 災害活動関連事業

川崎市総合防災訓練に参加し、これまで本会で作成した「職員行動マニュアル

ル」及び「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づく訓練とマニュアルの検証を行います。

- (1) 「災害活動基金」の管理
- (2) 「災害発生時 地域生活支援ガイドライン」に基づく関係団体との協働体制、組織的な取組みの検討【新規】
- (3) 事業継続計画の定期的な検証
- (4) 災害発生時に必要な物品等の整備
- (5) 災害発生時、川崎市との協定に基づく帰宅困難者の一時的な受け入れ【新規】

17 川崎市あんしんセンター事業

日常生活自立支援事業の円滑な事業推進を図るため、7区あんしんセンターとの連絡調整を継続して行うとともに、職員研修の実施などにより、区社協への支援を積極的に行います。

また、新たに活動を始めた市民後見人をサポートするため「川崎市市民後見人推進機関」の体制強化を行います。

- (1) 権利擁護にかかわる相談の実施
- (2) 日常生活自立支援事業の実施
- (3) 契約能力判定審査会の運営
- (4) 業務監督審査会の運営
- (5) 生活支援員及び専門員等研修の実施
- (6) 成年後見事業の実施
- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 成年後見制度普及啓発等関係事業の実施
- (9) 市民後見人推進機関の運営

18 居宅介護等事業

効率的で安定した経営を図るため、事業所の運営体制の再構築や人材の確保・定着に引き続き取り組みます。

- (1) 介護保険法に基づく訪問介護・介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業の実施
- (2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業及び 地域生活支援事業の実施
- (3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業の実施
- (4) 自由契約事業（おたっしゅサポート）の実施
- (5) 要介護者生活支援ヘルパー派遣事業の受託実施
- (6) 福祉住宅等訪問協力員派遣事業の受託実施
- (7) 各種研修会の実施
- (8) 経営会議の開催

19 公益事業

引き続き次の公益事業を実施します。

- (1) 川崎市高齢者外出支援乗車事業の実施
- (2) 川崎市総合福祉センター事業（再掲）
 - ① 地域福祉情報バンク事業の実施に伴う、総合相談窓口（ふくし相談・専門相談）と地域福祉情報のデータベースの充実、情報提供事業の実施。
社会福祉専門図書及び資料の整備・貸出システムの運用
 - ② 社会福祉関係従事者及び地域福祉活動に取り組む市民・ボランティア等を対象にした研修事業の実施
 - ③ 施設・設備の利用提供事業の実施
- (3) 地域包括支援センター事業の実施（大師中央・溝口・登戸）（再掲）
 - ① 総合相談・支援事業
 - ② 権利擁護事業
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ④ 介護予防ケアマネジメント事業
 - ⑤ 川崎市高齢者福祉サービスの利用調整
- (4) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業の実施（再掲）

20 社会福祉関係行事への協力

次の社会福祉関係行事の実施又は協力を行います。

- (1) 児童福祉施設訪問事業の実施
- (2) 高齢者福祉施設訪問事業の実施
- (3) 交通遺児援護事業への協力

21 その他

その他地域福祉増進に必要な事業を実施します。